

赤文字：追加・変更箇所

青文字：削除

<コメント>

既存規定	改定案	備考
<p style="text-align: center;">当座勘定規定</p> <p>第1条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この当座勘定は、第24条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第24条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;"><第2条～第23条省略></p> <p>第24条（解約）</p> <p>①この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当組合に対する解約の通知は書面によるものとします。</p> <p>②前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。</p> <p>1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p>	<p style="text-align: center;">当座勘定規定</p> <p>第1条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この当座勘定は、第25条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第25条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;"><第2条～第23条省略></p> <p>第24条（取引の制限等）</p> <p>①当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>②前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>③前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</p> <p>④3年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>⑤日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</p> <p>第25条（解約）</p> <p>①この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当組合に対する解約の通知は書面によるものとします。</p> <p>②前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。</p> <p>1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p>	<p>第24条の追加による参照条項の変更</p> <p>「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた改定</p> <p>条の繰下</p>

赤文字：追加・変更箇所

青文字：削除

<コメント>

既存規定	改定案	備考
<p>2. 本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. 暴力団準構成員</p> <p>D. 暴力団関係企業</p> <p>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>F. その他前記AからEに準ずる者</p> <p>3. 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任をこえた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前記AからDに準ずる行為</p> <p>③当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>④手形交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p style="text-align: center;"><第25条～第27条省略></p> <p style="text-align: center;"><新規></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>2. 本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者</p> <p>C. 暴力団準構成員</p> <p>D. 暴力団関係企業</p> <p>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>F. その他前記AからEに準ずる者</p> <p>3. 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任をこえた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前記AからDに準ずる行為</p> <p>③当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>④手形交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p style="text-align: center;"><第26条～第28条省略></p> <p>第29条（規定の変更）</p> <p>①この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>②前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><改定日：2020年3月2日></p> <p style="text-align: center;"><適用：改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。></p>	<p>東京都暴力団排除条例等を踏まえた改定</p> <p>改正民法第548条の4に伴う追加</p>